

第4章 計画の実現に向けて

- 4-1 市民や行政などの役割と取組み
- 4-2 都市計画マスタープランの進行管理
- 4-3 計画実現に向けての基本的な姿勢

第4章 計画の実現に向けて

4-1 市民や行政などの役割と取組み

都市像・都市づくりの目標の実現に向けて、市民などと行政の役割と取組みを整理します。

主 体		役割と取組み
市民など	一般市民 町内会	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの担い手として、お互いの交流や絆を大切に協働に対する企画、提案の実施。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自らの知識と経験、ネットワークを活用したまちづくりの実現。 企業活動における社会貢献活動の実施。
	まちづくり団体 都市再生推進法人※	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを活用したまちづくりのコーディネートとまちづくり活動の推進。 行政の補完的機能を担いする団体としての公民連携によるまちづくりの推進。
行 政		<ul style="list-style-type: none"> 市民などへの適切な情報提供と知識の共有による、市民参画の環境づくりの推進。 都市計画情報や市民に役立つ情報のデジタル化やオープンデータ化の推進。 市民などの公民連携の担い手と対等な立場での行動。 財政状況を踏まえ、国などの補助制度を有効に活用した公共事業の推進。 公的不動産（PRE）を活用したコンパクトなまちづくりの推進。 行政間での緊密な調整と適切な連携のもとでの施策の推進。

コラム 住民参加の都市計画「都市計画提案制度」

暮らしやすいまちづくりを実現させる制度として都市計画に対する市民の関心が高まる中、地域住民が主体となったまちづくりが幅広い分野で展開されています。「都市計画提案制度」は、このような地域のまちづくりに対する取組みを積極的に取り込み、市民主導で都市計画に参加できる仕組みです。

本市では、都市計画への市民参画を促し、市民主体のまちづくりを推進するために、本市が定める都市計画に関する都市計画提案制度の手続要領を制定し、より活用しやすい制度としています。

「都市計画提案制度」

まちづくりへの提案を行うことができます！

都市計画提案制度とは

住民のみならずが主体となったまちづくりに関する取組を都市計画に取り込んでいく方法として、土地所有者、まちづくりNPO法人、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体などが一定の要件を満たした場合に都市計画の提案を行うことができる制度です。

誰が提案できるの？

- ① 提案区域内の土地の所有者、借地権者
- ② まちづくり活動を行うNPO法人、公益法人その他の他利を目的としない団体
- ③ 独立行政法人都市再生機構、地方自治体等
- ④ まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

どんな都市計画の提案ができるの？

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「都市再開発方針」を踏くすべての都市計画が対象となります。
 周辺市へ提案することができる都市計画は、隣接市が定めるものに限ります。
 周辺市が定める都市計画は、愛知県が提案先になります。

提案の要件は？

都市計画の提案をするためには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 0.5ha以上の一体的な土地であること
- ② 都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- ③ 土地所有者、借地権者の2/3以上の同意を得ていること

提案に必要な書類は？

- ① 都市計画提案書
- ② 都市計画の概要
- ③ 土地所有者等一覧表
- ④ 同意書
- ⑤ 提案者として要件を満たしていることを証明する書類
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

提案制度に関する相談窓口

- 愛知県が決定するもの → 愛知県建設部都市計画課
 隣接市が決定するもの → 隣接市都市整備部都市計画課
 企業環境課(西行倉1階)

提案から決定までの流れは？

●事前相談

都市計画制度や提案制度を皆様にご理解いただき、手続きを円滑にするため相談をお受けします。



●都市計画の提案

提案に必要な書類を隣接市に提出していただきます。
 ※提出書類と提案要件の適合の確認後、受理します。
 ※書類に不備があった場合は、補正していただきます。



●計画提案の判断

都市計画マスタープランとの整合などの計画提案の評価および都市計画決定(変更)の必要性について判断します。

必要と判断

不必要と判断

●都市計画決定(変更)

提案を踏まえて隣接市が都市計画案を作成し、都市計画の手続きを進めます。市都市計画審議会の議を経た上で、都市計画を決定(変更)します。

●都市計画決定(変更)しない

市都市計画審議会の意見聴取をした上で、都市計画決定(変更)しないことを、その理由とともに提案者へ通知します。

都市計画提案制度の概要

4-2 都市計画マスタープランの進行管理

本マスタープランでは、計画評価指標（数値目標）を設定することで、適切にその進行管理を行います。また本マスタープランの目標年度までの間には、社会経済情勢などの環境の変化が予想されるため、適宜見直しを検討します。

4-2-1 計画の評価・見直しの考え方

（1）数値目標を活用した評価

本マスタープランでは、土地利用[※]や都市施設[※]、市街地開発事業など様々な個別の施策を位置づけています。それらの施策を総合的に評価し、個別の結果とともに、各施策を実行することにより何が達成できるかを定め、その達成を管理するために計画評価指標を設定します。

（2）社会経済情勢の変化などに対応した見直し

今後の都市づくりを取り巻く社会経済情勢の変化や、個々の施策に係る環境の変化により、実情に即さない場合もあり得るため、本マスタープランが現実と乖離していないかを概ね5年毎に計画評価指標により検証します。また、必要に応じて適宜計画の見直しを検討します。

4-2-2 計画評価指標の設定

計画評価指標は、計画の進行管理を具体的に評価できるように設定します。

(1) 計画評価指標の設定の考え方

① 指標設定の方針

- ・全体構想における都市像毎に進行管理を行えるよう指標を設定します。
- ・都市像の実現に対応するよう指標を設定します。
- ・容易に進行管理が行えるよう、経年的なデータが入手できるものを設定します。

② 指標設定の背景

都市像毎に以下のような背景から指標を設定します。

都市像	目標	指標設定とその理由
【都市像1】 新たな活力を創造する都市	目標1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域 [*] の拠点としての機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路やインターチェンジなど交通アクセス整備や工業団地造成などによる産業振興に向けた環境づくりの成果として、「製造品出荷額等」などの増加が見込まれることから、これを計画評価指標とします。 ・乙川リバーフロント地区整備や、岡崎駅やシビックコア地区周辺の都市機能の強化による都市拠点の再生の成果として、「商業系土地利用[*]（商業・業務系の土地利用）」の増加が見込まれることから、これを計画評価指標とします。 <p>(点検指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東岡崎駅・岡崎駅の1日平均乗客数
	目標2 市内企業の産業競争力の向上	
	目標3 駅や駅周辺の都市機能 [*] 強化による産業振興	
【都市像2】 将来にわたって持続可能な都市	目標1 コンパクト・プラス・ネットワーク [*] の取組みによる持続可能な都市構造 [*] への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の拠点を中心にまちづくりを進め、都市機能や居住を誘導する成果として、「拠点の人口」の維持・増加が見込まれることから、これを計画評価指標とします。 ・まちの賑わいや交流の活性化、地域コミュニティの再生などの成果として、「市民意識調査による都市の魅力に対する市民満足度」の向上が見込まれることから、これを計画評価指標とします。 <p>(点検指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域の温室効果ガス総排出量
	目標2 公民連携まちづくり [*] や既存ストック [*] の効率的な利活用の推進	
	目標3 地域コミュニティ [*] の維持	
	目標4 自然環境と調和した都市づくり	
	目標5 新技術導入による持続可能な都市の実現	

都市像	目標	指標設定とその理由
【都市像3】 住みやすい、 住み続けられ る都市	目標1 暮らしやすさと豊かさを実感できる 快適な居住環境 [※] の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能[※]の誘導や都市基盤[※]整備により居住環境が向上し、定住・移住が期待できることから、「居住誘導区域内の人口密度」「市民意識調査による居住継続意向」「居住誘導区域内の歩いて行ける公園の人口カバー率」を計画評価指標とします。 (点検指標) <ul style="list-style-type: none"> ・「地区計画[※]」の都市計画決定箇所数 ・公園を活用する活動日数
	目標2 地域資源を生かした魅力ある生活 空間づくりの推進	
	目標3 誰にもやさしい交通環境の整備	
【都市像4】 自然・歴史・ 文化の趣を実 感できる都市	目標1 地域資源を活用した観光まちづく りの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の活用や賑わい、交流の促進の結果として、「市民意識調査による観光振興に対する市民満足度」の向上が見込まれることから、これを計画評価指標とします。 (点検指標) <ul style="list-style-type: none"> ・公共空間のイベント開催日数
	目標2 賑わい・交流を促進する環境の創 造	
	目標3 地域資源のリデザイン [※] による魅 力ある公共空間の整備	
【都市像5】 安全安心に暮 らせる都市	目標1 防災機能の強化により誰もが安全 で安心に暮らせる市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・防災機能の強化・改善などの取組みの結果として、「市民意向調査による防災体制に対する市民満足度」の向上が見込まれることから、これを計画評価指標とします。 (点検指標) <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化率 ・都市浸水対策達成率（1/5 規模の整備率）
	目標2 被害を最小限に抑制するため市民 や事業者などと行政が一体となった 防災力の強化	

(2) 目標値の設定

以下に各指標の現況値と目標値を示します。

都市像	計画評価指標など		現況	2025年	2030年	資料	担当課
【都市像1】 新たな活力を 創造する都市	製造品出荷額 等	製造品出荷額等 (億円)	20,756 (2016年)	23,523	25,216	あいちの 工業	都市計画課
	商業系 土地利用※	都市機能誘導区域 (都市拠点)における 商業系土地利用※の 面積 (ha)	87 (2018年)	97	103	都市計画 基礎調査	都市計画課
	東岡崎駅、 岡崎駅の1日 平均乗客数 (点検指標)	東岡崎駅、岡崎駅の 1日平均乗客数 (人)	42,894 (2017年)	43,000	43,000	岡崎市 統計	企画課
【都市像2】 将来にわたって 持続可能な都市	拠点の人口	各地域の拠点の 人口 (人)	77,082 (2016年)	79,600	81,400	国勢調査	企画課
	都市の魅力に 対する満足度	市民意識調査の 回答割合 (%)	20 (2018年)	21	22	岡崎市市民 意識調査	企画課
	温室効果ガス 総排出量 (点検指標)	基準 (H25) 年度比 (%)	-6 (2019年)	—	-28	環境基本 計画	環境政策課

都市像	計画評価指標		現況	2025年	2030年	資料	担当課
【都市像3】 住みやすい、 住み続けられる 都市	人口密度	居住誘導区域の可住地 人口密度(人/ha)	93.5 (2015年)	94.0	94.5	都市計画 基礎調査	都市計画課
	居住継続意向	市民意識調査の回答 割合(%)	83 (2016年)	83	84	岡崎市市民 意識調査	企画課
	公園の人口 カバー率	居住誘導区域内の 歩いて行ける公園の 人口カバー率(%)	87.4 (2019年)	—	90	緑の 基本計画	公園緑地課
	地区計画※決定 箇所 (点検指標)	市街化区域※内の 地区計画決定箇所数 (箇所)	20 (2020年)	22	24	西三河都市 計画の概要	都市計画課
	公園を活用 する活動日数 (点検指標)	都市公園における 公園を活用する 活動日数(日)	22 (2019年)	—	30	緑の 基本計画	公園緑地課
【都市像4】 自然・歴史・文 化の趣を実感で きる都市	観光振興に 対する満足度	市民意識調査の 回答割合(%)	24 (2018年)	29	32	岡崎市市民 意識調査	企画課
	交流機会の 創出 (点検指標)	公共空間における イベントの開催日数 (日)	204 (2019年)	300	—	都市再生整 備計画(乙川 リバープロ ントQUR UWA戦略 地区)	都市施設課
【都市像5】 安全安心に 暮らせる都市	防災体制に 対する満足度	市民意識調査の 回答割合(%)	34 (2018年)	42	47	岡崎市市民 意識調査	企画課
	住宅・建築物 の耐震化率 (点検指標)	住宅・建築物の 耐震化率(%)	91.3 (2020年)	95	97	耐震改修 促進計画	住環境整備 課
	都市浸水対策 達成率 (点検指標)	1/5 確率降雨相当規模 の整備率(%)	85.6 (2020年)	85.8 (2024年)	—	社会資本 総合計画	下水工事課

4-3 計画実現に向けての基本的な姿勢

本マスタープランの都市像や都市づくりの目標を実現するためには、行政が本マスタープランを適切に活用し、効果的に施策を展開していくことが必要です。そして市民などの主体的な都市づくりへの参加により、魅力の高い都市づくりを進めていくことが大切です。

こうした中、目標年度までには都市を取り巻く情勢などが変化し、新たな課題などへの対応が必要となることも予想されます。したがって指標や施策は定期的に評価し、必要に応じて本マスタープランを見直すような仕組み（PDCAサイクル）により、目指すべき都市像・都市づくりの目標の実現を図ります。

計画実現に向けての仕組み

